

青警本捜一第1136号  
平成27年3月23日

各所属長 殿

青森県警察本部長

警察医の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

この度、警察医の業務、報酬の支払い方法等について見直しするため、「警察医の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令」（平成27年3月青森県警察本部訓令第7号）を制定した。

制定の趣旨及び要点については下記のとおりであるので、各所属においては職員に周知し、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、報酬の支払い方法等については別途通達する。

記

## 1 制定の趣旨

### (1) 業務の見直し

「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）により、いわゆる行政検視の際に医師に行わせることができる内容が明文化されたこと、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）第200条第2項の規定により、これまで警察医の業務としてきた「被留置者・被保護者等に対する医療その他保健に関すること。」について各留置施設を所管する警察署長が委任する指定医が行うことになったことなどから警察医の業務内容について総合的に整理する。

### (2) 報酬の支給方法の見直し

警察医に対する報酬については、月額報酬を年間2回に分けて支払われてきたところであるが、かねてより会計検査院から、支給方法等について指摘があったことなどから、適正な報酬の支給のため、現行の月額支給の運用を見直す。

### (3) 運用上の是正

警察医は、その医療施設の所在地を管轄する警察署ごとに委嘱しているが、医師不足等の社会変化により、警察医を委嘱できない警察署における警察医の運用を明らかにするなどのため規定を整備した。

## 2 制定の要点

(1) 警察医の定義（第1条関係）

警察医について、本県警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置を行わせる医師と定義した。

(2) 業務（第4条関係）

警察医の業務について、法及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、次に掲げる業務とした。

ア 法第4条第3項に規定する立会い及び必要な協力に関すること。

イ 法第5条第2項に規定する検査に関すること。

ウ 法第8条第2項に規定する身元を明らかにするための措置に関すること。

エ 規則第5条の規定による変死体（変死者又は変死の疑のある死体をいう。）の検視の立会いに関すること。

オ 規則第6条第2項の規定による意見聴取の求め及び捜査上必要な医学に関する専門的な質問に応じること。

カ その他必要と認める業務

(3) 活動範囲

警察医の活動範囲について、原則、管轄警察署区域内とし、例外的に委嘱を受けた警察署以外でも活動できることとした。

(4) 報酬

月額支給としてきた報酬について別に定めることとした。

(5) 様式

これまでの運用実態を勘案し、青森県警察医名簿（別記様式第3号）を改めた。

3 施行期日

平成27年4月1日

本件担当 捜査第一課  
検視官室 検視係

青森県警察本部訓令第7号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
各 警 察 署

警察医の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月23日

青森県警察本部長 山本和毅

警察医の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令

警察医の委嘱に関する規程（平成3年3月青森県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「警察医」を「青森県警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置を行わせる医師（以下「警察医」という。）」に改める。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する立会い及び必要な協力に関すること。

(2) 法第5条第2項に規定する検査に関すること。

第4条第3号を第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 法第8条第2項に規定する身元を明らかにするための措置に関すること。

(4) 検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第5条の規定による変死体（変死者又は変死の疑のある死体をいう。）の検視の立会いに関すること。

(5) 規則第6条第2項の規定による意見聴取の求め及び捜査上必要な医学に関する専門的な質問に応じること。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（活動範囲）

第5条 警察医の活動範囲は、警察医の勤務する医療施設の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）の管轄区域内とする。ただし、管轄警察署以外の警察署長からの要請を受け前条各号に掲げる業務に従事することを妨げない。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（報酬）

第7条 警察医の報酬については、警察本部長が別に定める。

別記様式第2中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改め、別記様式第3号を次のように改める。

青森県警察医名簿

番号	署区分	住 所	氏 名	ふりがな	生年月日	年齢	医療機関名	科別	初度委嘱	警察医会	新・再
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

※ 一連番号の変更・行数の増減は妨げない。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

警察医の委嘱に関する規程（平成3年3月青森県警察本部訓令第5号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>青森県警察</u>が取り扱う死体について、<u>死因又は身元を明らかにするための措置を行わせる医師（以下「警察医」という。）</u>の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 警察署長が警察医に要請できる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>警察等</u>が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する立会い及び必要な協力に関すること。</p> <p>(2) <u>法第5条第1項</u>に規定する検査に関すること。</p> <p>(3) <u>法第8条第2項</u>に規定する身元を明らかにするための措置に関すること。</p> <p>(4) <u>検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第5条の規定による変死体（変死者又は変死の疑のある死体をいう。）の検視の立会い</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>規則第6条第2項の規定による意見聴取の求め及び捜査上必要な医学に関する専門的な質問に応じる</u>こと。</p> <p>(6) その他必要と認める業務</p> <p>(管轄)</p> <p>第5条 <u>警察医の活動範囲は、警察医の勤務する医療施設の住所</u>地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）の管轄区域内とする。ただし、<u>管轄警察署以外の警察署長からの要請を受け前条各号に掲げる業務に従事することを妨げない。</u></p> <p>(身分証明書)</p> <p>第6条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第7条 <u>警察医の報酬については、警察本部長が別に定める。</u></p> <p>(解嘱)</p> <p>第8条 略</p> <p>(警察医名簿の備付け)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>警察医</u>の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>略</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 警察署長が警察医に要請できる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>被留置者、被保護者等に対する医療その他保健に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>変死体の検視の立会い、検案等</u>に関すること。</p> <p>(3) その他必要と認める業務</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第5条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第6条 警察医の報酬は月額とし、その額は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の警察医</u>8,500円</p> <p>(2) <u>五所川原警察署、黒石警察署、三沢警察署、むつ警察署及び十和田警察署の警察医（平成18年3月31日現在の金木警察署及び大鰐警察署の管轄区域を活動範囲とする警察医を除く。）</u>7,500円</p> <p>(3) <u>その他の警察署の警察医（平成18年3月31日現在の金木警察署及び大鰐警察署の管轄区域を活動範囲とする警察医を含む。）</u>7,000円</p> <p>2 報酬は、9月及び3月に支給するものとする。</p> <p>(解嘱)</p> <p>第7条 略</p> <p>(警察医名簿の備付け)</p> <p>第8条 略</p>

青森県警察本部

# 委 嘱 状

(氏 名)

〇〇 〇〇

(住 所)

〇〇〇〇〇〇▲丁目▲番▲▲

委嘱内容

〇〇〇警察署の警察医を委嘱します。

平成▲▲年 ▲月 ▲日

委嘱期間

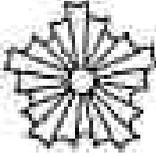
平成▲▲年 ▲月▲▲日

平成▲▲年 ▲月 ▲日

青森県警察本部長

警視長 〇〇 〇〇

(表)

第 号 年 月 日

<b>警 察 医 の 証</b>
住 所
氏 名

6 cm

---

8 cm

(裏)

注 意 事 項
1 警察医は、その職務を行う場合には、警察医の証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 警察医の証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 警察医の証を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
4 警察医の証は、警察医の身分を失ったとき、速やかに発行者に返納しなければならない。

青森県警察医名簿

番号	署区分	住 所	氏 名	ふりがな	生年月日	年齢	医療機関名	科別	初度委嘱	警察医会	新・再
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

※ 一連番号の変更・行数の増減は妨げない。

## 警察医の委嘱に関する規程（平成3年3月青森県警察本部訓令第5号）

（趣旨）

第1条 この規程は、青森県警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置を行わせる医師（以下「警察医」という。）の委嘱に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱及び身分）

第2条 警察医は、次の各号に掲げるすべての要件を具備する医師のうちから、警察署の管轄区域ごとに警察本部長が委嘱する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 警察医の業務について理解と熱意を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。

2 前項の委嘱は、警察署長が推薦した者のうちから、委嘱状（別記様式第1号を交付して行うものとする。

3 警察医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

（任期）

第3条 警察医の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（業務）

第4条 警察署長が警察医に要請できる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する立会い及び必要な協力に関すること。
- (2) 法第5条第2項に規定する検査に関すること。
- (3) 法第8条第2項に規定する身元を明らかにするための措置に関すること。
- (4) 検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第

5条の規定による変死体（変死者又は変死の疑のある死体をいう。）の検視の立会いに関すること。

(5) 規則第6条第2項の規定による意見聴取の求め及び捜査上必要な医学に関する専門的な質問に応じること。

(6) その他必要と認める業務

（活動範囲）

第5条 警察医の活動範囲は、警察医の勤務する医療施設の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）の管轄区域内とする。ただし、管轄警察署以外の警察署長からの要請を受け前条各号に掲げる業務に従事することを妨げない。

（身分証明書）

第6条 警察医には、その身分を明らかにするため、警察医の証（別記様式第2号）を貸与するものとする。

（報酬）

第7条 警察医の報酬については、本部長が別途定めるものとする。

（解嘱）

第8条 警察本部長は、警察医が次の各号のいずれかに該当するときは、警察医を解嘱するものとする。

(1) 第2条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(2) 辞意を表明したとき。

(3) 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項及び第2項の規定により、医師の免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。

（警察医名簿の備付け）

第9条 捜査第一課長は、警察医名簿（別記様式第3号）を備え付け、住所、氏名等を明らかにしておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

(青森県留置管理規程の一部改正)

2 青森県警察留置管理規程（平成2年6月青森県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する

3 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

[次のよう略]

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号